

広川町住宅リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の居住性と機能を維持、向上させることで良好な日常生活と子育て環境を整えるため、町内の施工業者の施工によるリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して広川町補助金等交付規則（平成12年広川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己が所有し居住の用に供する専用住宅。

イ 店舗、事務所との併用住宅については、自己の居住部分のみとする。

ウ 貸借住宅については、当該住宅の所有者の承諾を得た戸建て住宅（公営住宅を除く。）

(2) リフォーム工事 住宅の居住性と機能を維持、向上させるために当該住宅内部で行われる改修工事をいう。

(3) 町内施工業者 町内に事務所、事業所を有する事業者、又は町内の個人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本町に住民登録をし、かつ補助対象住宅に居住又は所有している者

(2) 世帯員全員が本町に納入すべき町税、使用料等を滞納していない者

(3) 本補助金の交付を受けリフォーム工事を施した後、その住宅に5年間居住する者

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は補助対象者が住宅に行うリフォーム工事であり、国、県及び本町等が実施している同様の補助事業等による補助金等の対象となっていない部分の工事であり、工事金額が10万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の**もので、当該年度の2月末日までに完了するリフォーム工事とする。**

(補助対象費用)

第5条 補助金交付の対象となるのは、補助対象工事に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象費用の**1/2とし、補助金の最高限度額を50万円とする。**

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の制限)

第7条 補助金の交付は、一の住宅について1回とする。

2 補助金の交付決定前に、着工及び完了しているリフォーム工事については補助の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）はリフォーム工事が着工前、広川町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 住宅の位置図及び間取り図

(2) リフォーム工事前の現況を明らかにする写真

(3) リフォーム工事の見積書の写し（町内施工業者に限る）

- (4) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
- (5) 広川町の税金に係る納税証明書（未納が無い証明書）
- (6) 貸借住宅の場合、当該住宅の所有者の承諾書
- (7) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付申請期間）

第9条 補助金の交付申請期間は、**毎年上半期（5月第2週の月曜日から第3週の金曜日まで）、と下半期（10月第2週の月曜日から第3週の金曜日まで）とする。**

（補助金交付の決定）

第10条 町長は、**各交付申請期間中に申請された案件の内**、その内容の精査及び補助要件に適合しているかを審査し、広川町住宅リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 **補助要件に適合している申請件数が各半期に用意された予算額（年度予算の半額分）を上回った場合は、抽選により補助金交付決定者を選出し、その結果を申請者に通知するものとする。**

（交付申請の変更及び中止）

第11条 前条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更又は中止しようとする者は、広川町住宅リフォーム補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、広川町住宅リフォーム補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、リフォーム工事が完了したときは、広川町住宅リフォーム補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る領収書及び施工内訳書の写し
- (2) リフォーム工事を行った箇所の施工前及び施工後の写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の報告を受けた場合は関係書類を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、広川町住宅リフォーム補助金額の確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金請求）

第14条 前条の通知を受けた者は、広川町住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助金返還等）

第15条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

（立入検査）

第16条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金の交付を受けた者及びリフォーム工事を請け負っていた業者に対して報告をさせ、又は職員が現地調査等の立入を行い、帳簿・書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に事情聴取をさせることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。